所得割の課税対象期間

納税者申告(自営業者、農業者等)

表4

課税基準年(〇年)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
課税対象となる所得の時期												
給与支払者業務												年末調整

<mark>住民税申告及び確定申告</mark>

賦課年(O+1年)												翌年(〇+2年)					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
住民税の納付月(特別徴収)																	
住民税の納付月(普通徴収)						第1期納期		第2期納期		第3期納期			第4期納期				
住民税の納付月(年金特徴)				仮徴収		仮徴収		仮徴収									
課税者業務(南山城村)				(〇年所得	元未物 に関する課	納税通知	年金特徴金 額確定										
給与支払者業務	給与支払幸	服 告						_									